

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十六条第一項及び第四十二条並びに動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第三条中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

別表の一の（一）のおまきざる科の項及びおながざる科の項を次のように改める。

アテリダ工科	
アロウアタ属（ホエザル属）全種	
アテレス属（クモザル属）全種	
ブラキュテレス属（ウーリークモザル属）全種	

	おながざる科
<p>ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種</p> <p>オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー）</p>	<p>ケルコケブス属（マンガベイ属）全種</p> <p>ケルコピテクス属（オナガザル属）全種</p> <p>クロロケブス属全種</p> <p>コロブス属全種</p> <p>エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー）</p> <p>ロフォケブス属全種</p> <p>マカカ属（マカク属）全種</p> <p>マンドリル属（マンドリル属）全種</p> <p>ナサリス・ラルヴァトウス（テングザル）</p> <p>パピオ属（ヒヒ属）全種</p> <p>ピリオコロブス属（アカコロブス属）全種</p>

	<p>プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロプス・ヴェルス（オリーブコロプス） ピュガトリクス属（ドウクモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒビ） トラキュピテクス属全種</p>
--	---

別表の一の（一）のひと科の項を次のように改める。

ひと科	<p>ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ポンゴ属（オランウータン属）全種</p>
-----	--

別表の一の（二）のいぬ科の項を次のように改める。

いぬ科	<p>カニス・アドウストウス（ヨコスジジャツカル）</p> <p>カニス・アウレウス（キンイロジャツカル）</p> <p>カニス・ラトランス（コヨーテ）</p> <p>カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（犬）以外のもの</p> <p>カニス・メソメラス（セグロジャツカル）</p> <p>カニス・スイメンスイス（アビシニアジャツカル）</p> <p>クリュソキュオン・ブラキュウルス（タテガミオオカミ）</p> <p>クオン・アルピヌス（ドール）</p> <p>リュカオン・ピクトウス（リカオン）</p>
ねこ科	<p>別表の一の（二）のねこ科の項を次のように改める。</p> <p>アキノニユクス・ユバトウス（チーター）</p> <p>カラカル・カラカル（カラカル）</p>

きりん科

ギラファ・カメロパルダリス（キリン）

別表の一の（五）のきりん科の項及びうし科の項を次のように改める。

カトプマ・テンミンキイ（アジアゴールデンキャット）
フェリス・カウス（ジャングルキャット）
レオパルドウス・パルダリス（オセロツト）
レプタイルルス・セルヴァル（サーバル）
リユンクス属（オオヤマネコ属）全種
ネオフェリス・ネプロサ（ウンピョウ）
パンテラ属（ヒョウ属）全種
プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス（スナドリネコ）
プロフェリス・アウラタ（アフリカゴールデンキャット）
プマ属（ピューマ属）全種
ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）

うし科	ビソン属（バイソン属）全種 スンケルス・カフェル（アフリカスイギュウ）
-----	--

別表の二の（一）中「だちょう目」を「ひくいどり目」に改め、同表の二の（二）のコンドル科の項及び
 たか科の項を次のように改める。

コンドル科	ギュンノギユプス・カリフォルニアヌス（カリフォルニアコンドル） サルコランフス・パパ（トキイロコンドル） ヴルトウル・グリユフス（コンドル）
たか科	アエギユピウス・モナクス（クロハゲワシ） アクイラ・アウダクス（オナガイヌワシ） アクイラ・クリュサエトス（イヌワシ） アクイラ・ファスキアタ（ボネリークマタカ） アクイラ・ニパレンスイス（ソウゲンワシ） アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ）

アクイラ・ヴェルレアウクスィイ（コシジロイヌワシ）
ギユパエトウス・バルバトウス（ヒゲワシ）
ギユプス・アフリカヌス（コシジロハゲワシ）
ギユプス・ルエペルリイ（マダラハゲワシ）
ハリアエエトウス・アルビキルラ（オジロワシ）
ハリアエエトウス・レウコケファルス（ハクトウワシ）
ハリアエエトウス・ペラギクス（オオワシ）
ハリアエエトウス・ヴォキフェル（サンシヨクウミワシ）
ハルピア・ハルピユヤ（オウギワシ）
ハルピユオプスイス・ノヴァエグイネアエ（パプアオウギワシ）
モルフヌス・グイアネンスイス（ヒメオウギワシ）
ニサエトウス・ニパレンスイス（クマタカ）
ピテコファガ・イエフェリユイ（フィリピンワシ）

	<p>ポレマエトウス・ベルリコスス（ゴマバラワシ）</p> <p>ステファノアエトウス・コロナトウス（カンムリクマタカ）</p> <p>トルゴス・トラケリオトス（ミミヒダハゲワシ）</p>
--	--

別表の三の（二）のおおとかげ科の項を次のように改める。

<p>おおとかげ科</p>	<p>ヴァラヌス・コモドエンスイス（コモドオオトカゲ）</p> <p>ヴァラヌス・サルヴァドリイ（ハナブトオオトカゲ）</p>
---------------	---

別表の三の（二）のおおとかげ科の項の次に次のように加える。

<p>にしきへび科</p>	<p>モレリア・アメティステイヌス（アメジストニシキヘビ）</p> <p>モレリア・キングホルニ（オーストラリアヤブニシキヘビ）</p> <p>ピュトン・モルルス（インドニシキヘビ）</p> <p>ピュトン・レティクラトウス（アミメニシキヘビ）</p> <p>ピュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ）</p>
---------------	---

別表の三の（二）のボア科の項及びなみへび科の項を次のように改める。

ボア科	ボア・コンストリクトル（ボアコンストリクター） エウネクテス・ムリヌス（オオアナコンダ）
なみへび科	デイスフォリドウス属（ブームスラング属）全種 ラブドフィス属（ヤマカガシ属）全種 タキユメニス属全種 テロトルニス属（アフリカツルヘビ属）全種

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年二月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

（犬猫等販売業に関する経過措置）

第二条 改正法の施行前にした改正法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（次条第一項におい

て「旧法」という。）第十条第二項の規定による登録の申請に基づき改正法の施行後に改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項の登録を受けた者（同条第三項に規定する犬猫等販売業を営もうとする者として当該登録を受けた者に限る。）は、当該登録の日から起算して三月以内に、環境省令で定めるところにより、同条第三項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。次条第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、新法第十四条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

3 第一項の規定に違反した者は、新法第十四条第一項の規定に違反した者とみなして、新法第十九条第一項第六号の規定を適用する。

（特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置）

第三条 改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の許可（旧法第二十八条第一項の規定による変更の許可を含む。）の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

2 アクイラ・フアスキアタ（ボネリークマタカ）、アクイラ・ニパレンスイス（ソウゲンワシ）、アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ）、ハリアエトウス・ヴォキフェル（サンシヨクウミワシ）及びニサエトウス・ニパレンスイス（クマタカ）についての新法第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができるとができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二十六条第一項の許可をすることができると。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずると。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第八号口中「第三十五条第一項に規定する」を「第三十五条第一項本文の規定による」に改める。

理由

動物による人の生命等に対する侵害を防止するため、特定動物としてボネリークマタカ等を追加する等の必要があるからである。